様式６

年　　月　　日

グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金事務局　あて

　 　　申請者 住所

　 　　氏名　法人等にあっては名称

　 　　　　　及び代表者の氏名　　　　　　印 （押印省略可）

令和５年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（我が国企業によるインフラ海外展開促進調査）

強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組

補助事業者は、本様式の提出をもって、強靱で持続可能なサプライチェーン構築に取り組むように努めるものとする。

補助事業において使用される①永久磁石（注１）、②工作機械及び産業用ロボット（注１）、③蓄電池（注１）について、以下の観点から「強靱性」や「持続可能性」が満たされているか、もしくは満たすか否かを確認できる体制となっているか。

１．自然災害、感染症、紛争、外国の貿易的措置等のサプライチェーン上のリスクに対するBCP(事業継続計画)の作成やストレステストの実施などにより、リスクの認識やその低減に向けた取組及び計画が実施されているか

：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

２．補助対象事業が工場に係るものについて、サイバーセキュリティの対処（※）が適当か

：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

※サイバーセキュリティの対処とは、「サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置又は活用していること及び①サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること、もしくは②定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。」を指す。

３．製品のライフサイクル全体での持続可能性の確保のため、CO2削減やリユース・リサイクル等の取組を行っているか

：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

なお、本補助金における「強靱で持続可能なサプライチェーン構築に取り組む」という趣旨を踏まえて、補助事業者は、実証事業の期間中に、持続可能な調達のガイドラインを自社で策定することを努力義務とする。持続可能な調達のガイドラインの策定に際して、補助事業者は、経済産業省グローバルサウス・サプライチェーン相談窓口に相談することを可能とする。

経済産業省グローバルサウス・サプライチェーン相談窓口の問合先

メールアドレス：bzl-gs-supplychain@meti.go.jp

（注１）

①～③の定義は以下の通り。

①永久磁石：「モーターに使われているネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石」

②工作機械¹及び産業用ロボット²：

¹主として金属の工作物を、切削、研削などによって、又は電気、その他のエネルギーを利用して不要な部分を取り除き、所要の形状に作り上げる機械。ただし、使用中機械を手で保持したり、マグネットスタンドなどによって固定するものを除く。

²自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレータであり、3軸以上でプログラム可能で1か所に固定して又は移動機能をもって産業自動化の用途に用いられる

③蓄電池：先端的なリチウムイオン電池で、車載用蓄電池又は定置用蓄電池。

＜用いられる機器・製品を構成する①～③の例＞

　　工場設置型：永久磁石・工作機械及び産業用ロボット・蓄電池の製造工場

　　　　　　　　生産工場で使用される工作機械及び産業用ロボット

　　サービス提供型：シェアモバイル内のモーターに使われる永久磁石、バッテリー

（注２）

補助事業者の強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組状況は、事務局取りまとめの上、一般に公表する場合があります。